

使用料・手数料の見直し方針

平成26年10月 1日

本市では、第4次朝霞市行政改革大綱に基づき、公平性の観点から受益と負担の適正化を図るために、使用料・手数料の全般的な見直しを行うこととしています。

使用料・手数料の見直しは、今後も適宜行っていくものですが、現時点の見直しの方針については以下のとおりとします。

1. 現 状

地方公共団体は、住民福祉の向上や産業振興等の観点から、保健福祉、文化スポーツなど、多くの公の施設を設置し、地域住民の利用に供しています。

また、戸籍事務や税務事務に付随する住民票や戸籍謄本、所得証明、納税証明等の発行事務も、行政サービスとして実施しています。

これら公共施設の維持管理や、住民票などの発行に係る費用については、地方自治法225条及び227条の規定により使用料・手数料を徴収することができ、「負担の公平性」という観点から全額を税金で賄うのではなく、受益者負担の原則に基づき、利用者から納付される使用料・手数料をその費用の一部に充てています。

2. 見直しの考え方

①使用料・手数料への消費税転嫁

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられましたが、平成27年10月に10%への引き上げが予定されていることから、本市においては、水道料金及び下水道使用料を除き、10%引き上げ時に消費税転嫁について検討していくこととしておりました。

しかし、消費税の使用料・手数料への転嫁を行っていないことで、消費税率の上昇に係る支出の増加分を、市がすべて負担していることになっています。このことは、受益者負担の点や現下の本市の財政状況からも望ましいことではなく、また、国、県からも消費税を適切に転嫁するように通知されている状況でもあります。

そのため、引き続き、使用料・手数料への消費税転嫁の検討を行います。

②証明書交付手数料

本市は昭和56年4月から33年間、証明書交付手数料を1通100円に据え置いてきました。

しかし、現下の厳しい財政状況から、財源の確保は喫緊の課題となっており、証明書交付手数料についても見直しが避けられない状況にあります。証明書交付手数料の適正な水準として基準はないものの、他市との均衡の点から、他市区の手数料水準を参考にすべきと考えます。

首都圏市区の手数料の状況を調査したところ、100円としている市区は無く、多くが200円以上となっていることなど、他自治体の状況を勘案して、住民票等の手数料について見直しを行います。

③駐車場の有料化

公用・公共用施設に附設する駐車場の有料化については、県内市の状況などを参考に、施設の設置目的や有料化した場合の採算性などを検討した結果、現時点での有料化は見送ります。